

添付資料-4

防災•減災活動実施計画(案)

2022年10月

シャルム浦安支援委員会

シャルム浦安支援委員会

防災•減災活動実施計画(案)

<u>目 次</u>

			頁
1	はじめに.		.1
2	目的		.1
3	計画内容		.1
	3.1 作成(の基本方針	.1
	3,2 構成[内容	2
4	考慮すべ	き自然事象	3
	4.1 対象.		3
	4.2 地震.		3
	4.2.1	地震に関する公報	3
	4.2.2	地震を知る	6
	4.2.3	当マンションの地震対策	7
	4.2.4	地震時の対応	8
	4.2.5	補助金制度の活用	9
	4.2.6	消防訓練実施の必要性	9
	4.3 水害	(外水面•内水面氾濫)	9
	4.3.1	水害に関する公報	9
	4.3.2	当マンション周辺河川の氾濫対策 1	10
	4.3.3	氾濫時の対応1	13
5	考慮すべ	き社会事象1	14

		頁
	5.1 対象	14
	5.2 ウィルス感染予防及び罹患対応	15
	5.2.1 現時点で考慮すべきウィルス	15
	5.2.2 コロナウィルス感染予防に関する公報	15
	5.2.3 その他のウィルス感染予防及び感染時対策	18
	5.3 高齢者対応	20
	5.3.1 当マンション居住者の高齢化状況	20
	5.3.2 居住者の高齢化に伴う諸問題	20
	5.3.3 高齢者の避難対策	21
6	防災•減災活動組織	21
	6.1 組織の目的	21
	6.2 自主防災•減災組織の必要性	21
	6.3 活動体制	22
	6.4 活動内容	22
	6.5 運営規約	23
7	参考となる防災•減災活動の事例	23
	7.1 規約で留意すべき事項	23
	7.2 既存の防災•減災活動資料の紹介	23
8	今後の予定	24
9	おわりに	24

付 表

表 4.1 地震と水害を自然災害として取り上げた理由 内閣府大臣官房政府広報室作成の防災・減災項目 表 4.2 表 4.3 千葉県防災戦略要旨 表 4.4 3つの施策に対する具体的な例 表 4.5 主たる地震対策活動 表 4.6 震度階級と人の体感・行動、屋内と屋外の状況 地震時の対応項目 表 4.7 防災活動に関連する補助金制度のリスト 表 4.8 表 4.9 内閣府大臣官房政府広報室作成の水害に対する防災・減災項目 表 4.10 主たる水害対策活動 表 4.11 江戸川流域の氾濫を防ぐ及び減する対策 表 4.12 時間降雨量、降り方及び災害発生状況 表 4.13 台風に関する知識 表 5.1 サル痘の情報

付 図

図 3.1 基本方針の概念図 災害の警戒レベル 図 4.1 図 4.2 市川市の災害対策のしくみ

感染症法上の分類と措置 表 6.1 活動班による平常時と災害時の活動 表 7.1 既存の防災・減災活動対応資料の紹介

図 4.3 江戸川水系

表 5.2

1. はじめに

シャルム浦安と取り巻く自然環境および社会環境は、厳しい状況にあります。自然環境に対しては、震度6以上の大規模地震の発生確率が高くなっていること、および標高1m余という立地条件上、気候温暖化に起因するゲリラ豪雨や線状降水帯の発生による内水面氾濫の可能性が懸念されます。一方、社会環境に目を向ければ、収束しないコロナウィルス感染やサル痘の発生、インフルエンザ蔓延の恐れ、さらには居住者の高齢化による様々な問題に直面しています。このような状況に鑑み、シャルム浦安支援委員会は、防災活動の早期実施の必要性を考え、適切な活動方法とそれを実施する活動体制の構築に資する防災・減災活動実施計画を作成することに致しました。

2. 目的

防災活動の目的を、当マンションに住む居住者が自然事象および社会事象に起因する各種災害に対し、無事に暮らせる環境を構築し、かつ維持することとしました。

3. 計画内容

3.1 作成の基本方針

防災・減災活動実施計画の作成の基本方針を、企画書を参考に以下のように定めました。

- (1) 基本方針 1: 関連機関から収集した情報や資料を参考に作成
- (2) 基本方針 2: 当マンションの特性の反映により、独自性のある防災活動を策定
- (3) 基本方針 3: 効果に重視した実践的な活動方法を簡潔に記載
- (4) 基本方針 4: 持続可能な防災活動を念頭に置いた組織の確立及び運営

この基本方針の概念を右図に示します。また、各基本方針の内容を如何に述べます。

【基本方針 1:関連機関から収集した情報や資料を参考に作成】

限られた時間内に、効率良く作業を 実施するためには、関連情報を収集・ 分析し、活用することが効果的です。 このため、ネットなどで情報を収集す ると同時に、千葉県や市川市などの関

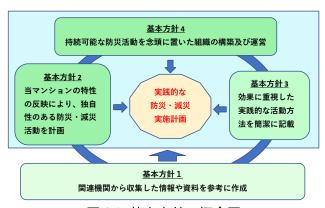


図 3.1 基本方針の概念図

連部署へ適時連絡を行い、最新かつ重要情報の取得に注力します。特に、今回は、マンション管理業協会と連携して防災活動の資料を作成することになっていることは、当マンションの防災活動を推進していく上で大きなメリットとして捉え、この連携を最大限活用し、得られた情報を反映することに致します。

【基本方針 2: 当マンションの特性を反映により、独自性のある防災・減災活動を計画】

防災活動は、上述したように関連機関/団体から情報や資料を収集・検討して策定することを主とするものの、当マンションの特性(立地状況、付帯施設、周辺状況など)にも注視します。例えば、標高 1m と低地であり、機械排水に依存していることやエレベータが 1 基しかないことです。また、居住者の半数近くが、高齢者であることも十分に考慮すべき事項です。さらに居住者へのアンケートを通じて、居住者の方々の防災活動に対する意見を幅広く聞き、活動に出来るだけ反映するようにします。このことにより、防災活動に関し、当マンションの特性を反映出来ると同時に、防災活動への関心を深めて頂くことが期待出来ると考えます。、こういった当マンションの特性の反映が、中身のある防災活動の策定に必要不可欠と考え、基本方針の一つとしました。

【基本方針 3: 効果に重視した実践的な活動方法を簡潔に記載】

防災・減災活動の実施計画は、誰もが興味を示し、関心を深めて頂くものでなくてはなりません。この実施計画の適用が、円滑な防災活動の実施へと結びつくと考えます。このため、活動方法を出来るだけ、簡潔に記載することを基本方針の一つとしました。さらに、活動方法の内容を、より実践的なものとするため、過去に自然災害を不幸にも被った地域での教訓に基づいた各種対応策を極力反映致します。

【基本方針 4: 持続可能な防災・減災活動を念頭に置いた組織の構築及び運営】

防災・減災の実施に、必要不可欠なのは組織です。市川市でも防災活動の組織の重要性に鑑み、適切な組織が確立されている場合、防災用具の購入に補助金を出しているほどです。即ち、防災・減災活動は、組織無くして実現出来ないと言い切っても過言ではありません。従い、適切な防災活動を持続的に行うことが出来る組織の構築を基本方針の一つとして挙げました。以上の視点から、当マンションの防災・減災活動の組織は、建物の形態、付属施設、居住者の年齢別割合などの特殊性を考慮して、持続的に活動出来る仕組みに焦点を宛てて構築致します。

3.2 構成内容

自然事象(地震と水害)と社会事象(感染症と高齢者の対応)を対象とし、これらへの対策活動を担う組織の構築と運営の3本を主たる構成内容とする。

本実施計画は、計画策定に資する情報である ① ここ数年報じられている大規模地震と

気象変動に起因するゲリラ豪雨や線状降水帯による水害のような自然事象と② コロナウィルス、インフルエンザ、サル痘などのウィルス感染そして高齢による諸問題のような社会事象を対象に掲げ、そして ③ これらに対する活動を明確にし、且つ実施する組織の構築と運営を主たる構成内容としました。また、他機関/団体による防災・減災活動の事例も併せ

自然事象と社会 事象への対策活 動と実施する組 織が重要!! て記載し、読み手の方々の関心を深めて頂くことにも考慮致しました。

4. 考慮すべき自然事象

4.1 対象

本実施計画では、当マンション周辺の地勢を考え、自然事象の対象として地震と水害を取り上げました。即ち、地勢から考慮して地震と水害を取り上げた、主たる理由を下表に示します。

表 4.1 地震と水害を自然災害として取り上げた理由 地震と水害を自然災害として取り上げた理由

地震と水害を自然災害として取り上げた理由	備考
■ 当マンションが位置する場所は、旧江戸川とそのバイパスにより囲まれた	地震と水害に
島と見做される	考慮
■ 地盤が軟弱であることから、建物はクイ基礎という人工基礎を適用してい	地震に考慮
る(N 値は 25 以上で、深さは約 25m の支持杭)	
■ 地形は平坦で、標高は約1mと低地に属する	水害に考慮
■ 殆どの場所がコンクリートもしくはアスファルトで覆われ、露地が少な	水害に考慮
く、このため地下浸透は限られていることから、流出率が高くなっている	
■ 河川の水位が高いときは、雨水や生活水などの余剰水はポンプにより排水	水害に考慮
している	

4.2 地震

4.2.1 地震に関する公報

統計的に、且つ地殻の歪み現象などから判断して、巨大地震が発生する可能性が高いとの 情報が散見されています。以下に、地震に関する公報・広報を述べます。

(1) 政府広報オンライン

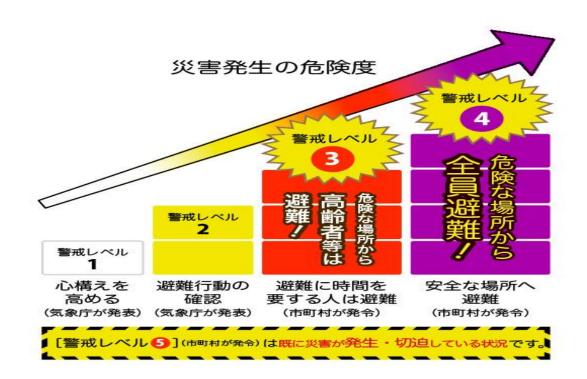
政府広報「防災・減災」お役たち情報は、自然災害から命を守るため、知ってほしいことを記載しています。記載されている6項目のうち、関係ある項目及びその小項目の内容は、下表の通りです。

表 4.2 内閣府大臣官房政府広報室作成の防災・減災項目

関連項目	主たる関連小項目	
01 災害の情報と備え	命を守るため知ってほしい「特別警報」	
	災害時に守る一人一人の防災対策	
	いつもの食品で、もしもの備え!! 食品備蓄ノコツとは?	
	日ごろの備えから災害時まで 防災情報の総合窓口「防災ボー	
	タル」	
	暮らしを立て直すもしもの備え 「地震保険」	
	減災~日ごろの備えで被害を減らす	
02 地域での防災と取り組み	災害時の燃料供給の拠り所 自家発電設備付き給油所「住民拠	
	点 SS」	
	自然災害から命を守る まずは子供に伝えたい 3 つのポイン	
	F	
	自然災害から命を守るために! 最低限知っておきたい自助・公	

関連項目	主たる関連小項目	
	助	
	河川の氾濫や高潮などから、あなたの地域を守る、「水防」	
	~いざという時!~水害から自らを守るために 水防を知ろう!	
03 地震・津波	「緊急地震速報」と「津波警報」いざその時、身を守るために!	
	自宅や周囲にある建物は大丈夫?住宅・建築物の耐震化のスス	
	×	
	緊急地震速報が流れたらあなたならどうしますか?	
	津波から命を守る! 津波の避難3原則	
	津波の怖さを知っていますか?	
	大きな地震が起きたときは通電火災にご注意	
	震源から遠くの高層ビルでも被害!? 長周期地震動	

出典:内閣府大臣官房政府広報室



出典:内閣府大臣官房政府広報室

図 4.1 災害の警戒レベル

(2) 千葉県防災戦略

千葉県は、防災に関し戦略を作成しています。その骨子を表 4.2 と表 4.3 に纏めました。

表 4.3 千葉県防災戦略要旨

項目	内容			
防災戦略の	地震対策を行うことで被害を最小限することが可能である。県が所有する資源			
必要性	を最大限に活用して、効果的に被害を「減災」するため、自助・共助・公助が			
	連携して取り組むこと必要である。			
減災目標	千葉県北西部直下型地震で想定される死者数、経済被害額を概ね半減する。			

項目	内容		
対象期間	平成 29 年度から平成 38 年度(令和 8 年度)の 10 年間		
防災戦略の	•長期的な行動計画の作成		
主な内容	容・減災目標を達成するため、3つの施策(予防、応急、復旧・復興)		
	•上記施策を実施することにより、死者数と経済被害額の半減		

出典:千葉県地震防災戦略

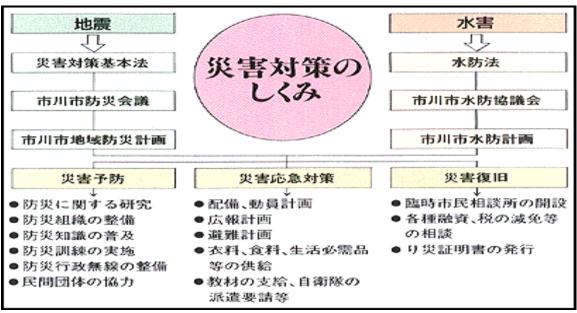
表 4.4 3つの施策に対する具体的な例

3つの施策	具体的な例
予防対策に減災	• 住宅及び特定建築物の耐震化の促進
	• 橋梁の耐震化の促進
	• 消防学校・防災研修センターの整備
	• 帰宅困難者対策の推進
応急対策による減災	・ 災害拠点病院の機能の充実
	• 大規模災害時における応援受け入れ体制の構築
	• 県の業務継続計画(震災編)の実効性の確保
	• 自主防災組織のカバー率の向上・活性化の推進
復旧・復興による減災	• 復興本部の体制づくり
	• 都市基盤施設等の復旧・復興対策の検討
	• 地籍調査の推進

出典:千葉県地震防災戦略

(3) 市川市災害対策

市川市は、災害に対し以下のような対策を講じています。



出典:市川市の災害対策

図 4.2 市川市の災害対策のしくみ

上図に示す対策活動のうち、主たる地震対策活動の内容を表 4.4 に示します。

表 4.5 主たる地震対策活動

項目	内容説明		
防災知識の普及	防災講演会、総合防災訓練、防災ハンドブック、パンフレッ		

項目	内容説明
	ト、広報いちかわなどを通じて、災害時の心得を知ってもら
	い、防災意識の高まりを図っています。
防災訓練の実施	総合防災訓練、消火訓練や応急救護訓練のほか、防災関係機関
	や災害時協定事業者、ボランティア団体が防災に関するコーナ
	ーを設け、PR・啓発も行っています。また、総合防災訓練のほ
	かに自治(町)会を主体とした自主防災訓練も実施されていま
	す。
避難訓練	災害時における避難場所を定め主要箇所に標識板、案内板を設
	置しています。どこへ集合し、どの道路を通っていくか、家族
	で話し合い、機会をみて避難場所までのコースを歩いて確認し
	ておきましょう。
防災無線行政の整備	より多くの市民のみなさんへ情報をお知らせするために、防災
	行政無線設備の機能強化を目的としたデジタル化を図り、新た
	に防災行政無線で提供する情報と同じ内容をさまざまなメディ
	アを通して入手できるほか、電話で防災行政無線の放送内容を
	確認できるテレホンサービス(電話番号:0180-994-889) も行っ
	ています。
防災倉庫の整備及び	地区ごとに防災倉庫を整備するとともに災害時の非常用食糧、
災害物資の備蓄	生活必需品及び応急活動用資機材等の備蓄をしています。その
	ほかに、避難所の核となる小・中学校にも備蓄倉庫等を設置し
-1-11-11-11-11-11	ています。
耐震性貯水槽等の整	非常用飲料水を確保するため耐震性貯水槽付井戸を設置してお
備	ります。断水により必要が生じた場合には、県水道局と連携を
restate of the	とりながら応急給水活動を実施しています。
臨海部、江戸川沿い	市川市の臨海部及び江戸川沿いの地域には工場が群がっていま
の工場群	す。市及び消防局では、各事業所に対し諸法令に基づいた行政
	指導をし、災害予防を図っています。

出典:市川市の災害対策

4.2.2 地震を知る

地震による揺れや強度は、地域や住んでいる建物によって違うことを知っておきましょう。 特に、当マンションは杭基礎で支えられているものの、軟弱地盤上にある故、揺れは大きい 可能性があります。以下に地震を知るうえでの情報を示します。

- 震度とは、地面の揺れの強さを表しますが、同じ地震でも地盤や同じ建物でも階により 揺れの程度が違ってくるので、地域で想定されている震度をもとに実際に自宅がどれく らい揺れるのかを知っておくことが必要です。
- マグニチュードは地震そのものの大きさを表すもので、実際の揺れの強さを意味するも のではありません。

表 4.6 震度階級と人の体感・行動、屋内と屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地		
	震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の		
	中には、揺れをわずかに感		

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
	じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の 大半が、揺れを感じる。眠っ ている人の中には、目を覚 ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は 大きく揺れ、棚にある食 器類は音を立てる。座り の悪い置物が、倒れるこ とがある。	電線が大きく揺れる。自 動車を運転していて、揺 れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのりにあるち悪のり下げ物るち悪のり下げあるち悪のりにあるち悪の大半がの大半がの大半がの大半がありるのとがあり、ことがありてとがあり、ことがあること的は、 とがしているのは、 とがしているのは、 とがしている。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちる。とがブロックのは、おいないがあるのでは、おいるのでは、おいるのでは、おいるでは、おいるでは、ないないがある。、据付けが利力では、おいるでは、おいるでは、おいるでは、おいるでは、はいるでは、おいるでは、ないのではないのでは、ないのではないのでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大 半が移動し、倒れるもの もある。ドアが開かなく なることがある。	壁のタイルや窓ガラスが 破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、 はわないと動くことができ ない。揺れにほんろうされ、 動くこともできず、飛ばさ れることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが 破損、落下する建物が多 くなる。補強されていな いブロック塀のほとんど が崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが 破損、落下する建物がさ らに多くなる。補強され ているブロック塀も破損 するものがある。

出典: 気象庁

4.2.3 当マンションの地震対策

当マンションの竣工は、1980年8月で、旧耐震基準で計画されています。1983年に新耐震基準が定められたこと、及び大規模地震が発生する可能性が高まっていることから、耐震診断を実施しました。その結果、2016年2月24日付で震度6までの地震に耐えうると市川市より判断されました。ただ、この診断では、建物を支えているクイ基礎に対する耐震は検討されていません。これが、地震に対する課題として残っていること、留意して頂きたいと思います。

4.2.4 地震時の対応

地震時の対応に関し、市川市は「マンションにおける地震対策のススメ」を作成しています。ここに、その要旨を記載致します。

表 4.7 地震時の対応項目

	女 4.7 □ 地辰吋の対心項目
項目	内容説明
揺れ方(マンションの	長周期地震動など、上の階ほど大きく揺れる傾向なので、家具の固定や
特性の理解)	ガラスの飛散防止など十分に対策しましょう。
ライフライン被害	ライフライン被害(安全確認が重要)
(安全確認が重要)	• 上下水道(トイレ使用注意)
	水道が無事でも排水管の破損により、トイレなどを使用す る
	と、下の階に汚水が溢れ出し、マンション全体の衛生被害 に広
	がる可能性があります。地震の後は、給排水設備の安全 点検が
	終わるまでトイレを使用しないといったルールづくり が大切
	です
	健康のためにトイレは絶対我慢してはいけないので、各家庭で 携帯トイレや非常用トイレを備蓄しておきましょう
	電気 (エレベータ注意)
	エレベータ内で地震が発生したら、まず行き先階のボタンを 全て
	押して最寄りの階で降りましょう。万が一、閉じ込められた場合に
	は「非常電話」のボタンを押し続け、救助が来るのを待ちましょう。
	余震によって再び停止するかもしれないので乗らないようにしま
	しょう。 (あらかじめ非常口を確認しておきましょう
	エレベータが止まってしまうと、高層階に居住している人は高 層難民となる可能性があり ますので、食糧や飲料水など"ローリ ングストック法"で備蓄しておきましょう
	• ガス
	地震によりガス管が破損した状態で使用すると、ガス漏れが発生し
	二次災害が起きてしまう ため、管理会社が点検するまで使用を控
	えましょう
その他の特有問題	あらかじめ避難ルートを確認しましょう(ベランダも共用の通
(ルールづくりが重	路となります)
要です	• 受水槽が屋上にある場合、停電により水道が使えないことがあ
	るので備蓄しましょう
	• 高齢者、障害者、妊産婦など、配慮を要する方への支援を考えて
	おきましょう
	• 情報が寸断されることに備えて、館内放送など情報伝達につい
	て考えておきましょう
	• 災害時の衛生問題に備え、あらかじめゴミ出しルールを決めて
	おきましょう
	• ライフラインの安全点検及び修繕方法を、管理会社に確認して
	おきましょう

出典:市川市危機管理課(**2**:047-812-8563)·地域防災課(**2**:047-704-0065)

消火の機会は3回:①小さな揺れを感じた時、②大きな揺れが収まった時、③出火した時

4.2.5 補助金制度の活用

市川市が、2022年7月時点で、採用している補助金制度を下表に掲げます。。

表 4.8 防災活動に関連する補助金制度のリスト

補助金項目	内容説明	
自主防災組織資器材 購入費等補助金交付 制度	自治町会やマンション管理組合で結成している自主防災組織に対して、 防災資器材の購入や修繕の費用を補助します(危機管理室地域防災課 : 047-704-0065)	
家具転倒防止器具等 取付費補助金	高齢者や傷害者の居住安全を図るため、家具の転倒器具費用と取付費用を助成します(福祉部 介護福祉課 雷 ;047-712-8540)	
分譲マンション耐震 診断、耐震改修助成制 度	昭和56年5月31日以前に着工されたマンションの耐震診断・耐震改修設計・耐震改修工事を行う場合に費用の一部を助成します(別途補助条件あり、街づくり部建築指導課:047-712-6337)	

出典: 市川市危機管理課(雪:047-812-8563)・地域防災課(雪:047-704-0065)

4.2.6 消防訓練実施の必要性

地震時には、火事の発生の可能性が非常に高いです。このため、消防訓練を1年に一度 定期的に実施することが肝要です。当マンションが位置する地域は、市川南消防署です。こ こに、依頼すれば消防署職員を派遣してくれます。地震時の対応などの講義の他、AED の 使用方法を判り易く説明してくれます。

4.3 水害(外水面・内水面氾濫)

4.3.1 水害に関する公報

(1) 政府広報オンライン

水害に関する政府広報「防災・減災」に対し、役立つ情報、水害から命を守るため、知って頂きたいことは、下表に示す通りです。

表 4.9 内閣府大臣官房政府広報室作成の水害に対する防災・減災項目

X 100 1 318/13 X E 11/30 X 10/5 X		
関連項目	主たる関連小項目	
01 大雨・台風	「警戒レベル 4」で危険な場所から全員避難! 5 段階の警戒レ	
	ベルを確認しましょう。	
5 緊急安全確保	避難情報がわかりやすく! 令和3年 5 月から「警戒レベル 4	
- (管理レベル42でに役代提替!)	までに全員避難」	
THE COURSE	大雨や台風の気象情報に注意して、早めに防災対策・避難行動	
3 高齢者等避難 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	を行いましょう。	
2 大馬·洪太·高瀬注章報 但沒仅近所がら	この雨大丈夫?迫る災害を一目で確認!危険度分布「キキク	
1 "微新"	ル」	
	家族の命を守るために「逃げなきゃコール」を活用しよう。	

出典:内閣府大臣官房政府広報室

(2) 千葉県防災戦略

千葉県が作成した水害に関する防災戦略の骨子は表 4.2 と表 4.3 に示したとおりです。

(3) 市川市水害対策活動

市川市の水害対策の仕組みは、図 4.2 に示すとおりです。この仕組みにもとづき、講じられた水害対策を下表に示します。

表 4.10 主たる水害対策活動

項目	内容説明
河川改修と水害予防	過去に受けた大水害の教訓をもとに、本格的な河川改修が計
	画され、開始されました。この計画では、時間雨量 50mm の
	降雨に安全な対策になっています。また、昭和 30 年代の後
	半より40年、50年代にかけて急速に都市化され、山林、田
	畑が住宅地に変わってきたため、地下浸透が難しく、この結
	果流出率が高くなっています。このような状況に鑑み、河川
	の改修や池の築造などの工事を行っています。
市川市の水害対策	河川環境の考慮のもと、桜並木の復元や緑の水辺という財産を
	大事にして、河川をとりまく環境の保全やまちづくりの中で
	水害対策が進められています。

出典:市川市の災害対策

4.3.2 当マンション周辺河川の氾濫対策

当マンション周辺の河川は、江戸川と新井川です。これらの河川に対する洪水氾濫と内水 氾濫に対し、現時点(2022年7月)で講じられている対策を以下に示します。

(1) 江戸川流域

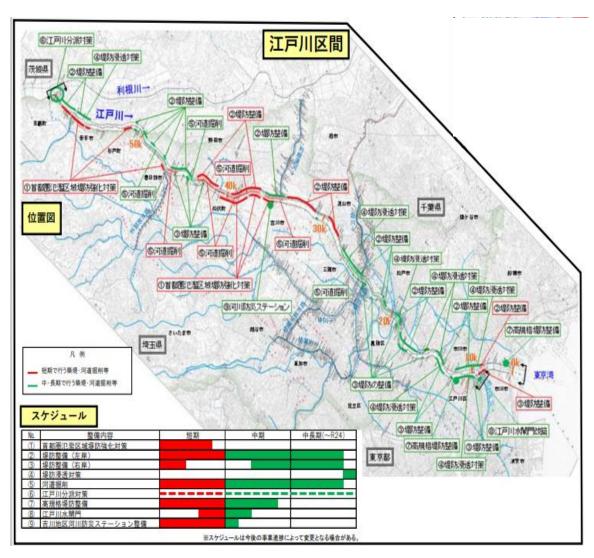
利根川水系の一つである江戸川流域の氾濫を防ぐ及び減する対策は、国交省が主催する江 戸川流域治水協議会により令和3年3月に策定されました。対策の要旨を以下に述べます。

表 4.11 江戸川流域の氾濫を防ぐ及び減する対策

項目	対策	方 法	
目 的	利根川本川の堤防が決壊し、流域で甚大な被害が発生した戦後最大の昭和		
	22 年 9 月カスリーン台風(約 200 年-	一度の確率)と 同規模の洪水に対し	
	て資産の集中する首都圏中枢部での越水を防止し、流域における浸水被害		
	の軽減を図る。		
完工予定年	下記対策を短・中・長期に分け、令和	24 年(2042 年)に完工予定	
氾濫をでき	利根川の洪水を安全に流す対策	堤防整備と河道掘削	
るだけ防ぐ・	江戸川の洪水を安全に流す対策	堤防整備と河道掘削	
減らすため	洪水を貯める対策	洪水調節容量の確保、利水ダムなど	
の対策		による事前放流、流出抑制対策	
	砂防施設の整備	いのちとくらしを守る土砂災害対	
		策	
被害対象を	土地利用や住まい方に関する対策		
減少させる			
ための対策			
被害の軽減、	避難体制等の強化		

項目	対策	方 法
早期 復旧・	情報発信の強化	
復興のため	早期復旧の体制強化	
の対策	防災公園及び防災体育館の整備	
グリーンイ	湿地再生	
ンフラの取	魚道整	
組(市川市に	生物の多様な生息・生育環境の創出	
関係する項	エコロジカル・ネットワークの推進(コウノトリ・トキの舞う魅力的な地
目のみ記載)	域づくり)(植生再生、湿地の再生)	
	河川環境学習	

出典:国交省、江戸川流域治水協議会(令和4年3月版)



出典:国交省、江戸川流域治水協議会(令和4年3月版)

図 4.3 江戸川水系

(2) 新井川対策

標高 1m と低地である当マンション周辺の内水氾濫を防ぐため、あるいは減ずるため、新

井川の旧江戸川との合流点に新井排水機場が 1989 年に建設されました。新井排水機場の排水容量は、新井、島尻、広尾に跨る排水面積 61.97ha に対し 8.319m³/秒で計画されています。これは、計画時間降雨量 50mm と流出率をもとに算定されたものです。しかしながら、近年の温暖化による気候変動に伴うゲリラ豪雨や線状降水帯の発生は、この計画時間降雨量 50mm の見直しの必要性が高まっています。即ち、下図に示すように、計画時間雨量 50mm の発生する頻度が、高まって来ていることが主たる要因です。



出典:市川市下水道計画

市川市下水道局によれば、当マンションが位置する 葛南地区では、22ヵ所の排水機場がありますが、計画 時間降雨量 50mm が適用されているのは全てでない ので、全ての排水機場をこのレベルまでにすること が、喫緊の課題になっていることです。その後、先に 述べたように計画時間降雨量 50mm を 75mm までに 引き上げることが検討されると考えます。

因みに、1980年8 月に竣工以来、当 マンション周辺で 湛水が生じたの は、一度だけと聞 いております。

4.3.3 氾濫時の対応

(1) 集中豪雨

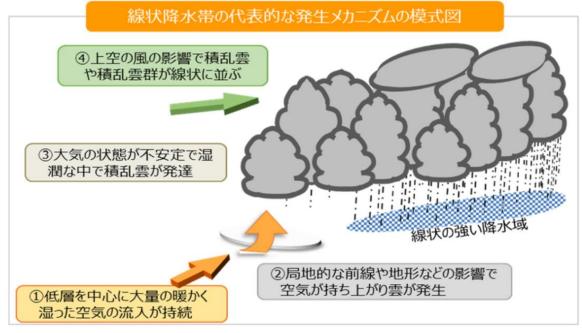
短時間のうちに、狭い地域に多量の雨が降る「集中豪雨」。 発生の予測が難しいことも特徴です。近年、線状降水帯による被害も増えています。

(2) 発生のメカニズム

豪雨が起こりやすいのは、梅雨の終わりなど前線が停滞しているときや、台風が接近または上陸したときなどです。南から暖かく湿った空気が入り、大気の状態が不安定なときに発生しやすいといわれています。

(3) 線状降水帯

線状降水帯が発生するメカニズム(仕組み)を以下に示します。



出典: 気象庁

(4) 1時間の雨量と降り方及び想定される災害発生状況

水害から逃れる重要な要素に雨の降り方の判断です。1時間当たりの降雨強度と雨の降り 方及び災害発生状況の関係を下表に示します。

時間当たりの雨量 雨の降り方 予報用語 災害発生状況 ザーザーと降り、雨音で この程度の雨でも長く続 10mm~20mm やや強い 話し声がよく聞こえな くときは注意が必要 どしゃ降り、傘をさして 側溝や下水があふれる。 20mm~30mm 強い雨 も濡れる。車のワイパー を速くしても見づらい。 バケツをひっくり返した 山崩れ、がけ崩れが起き 30mm~50mm 激しい雨 ように降り、道路が川の やすくなり、危険地帯で ようになる。 は避難の準備が必要 滝のように降り、水しぶ マンホールから水が噴出 50mm~80mm 非常に激しい雨 きであたり一面が白っぽ する。土石流が起こりや くなり、視界が悪くなる。 すくなり、多くの被害が 車の運転は危険。 発生する。 息苦しくなるような圧迫 雨による大規模な災害発 80mm 以上 猛烈な雨 感があり、恐怖を感じる。 生の危険があり、厳重な 警戒が必要。

表 4.12 時間降雨量、降り方及び災害発生状況

出典:気象庁

(5) 台風に関する知識

氾濫による水害を引き起こす要因として台風があります。従い、台風が発生した時は、その情報を読み解きましょう。ここでは、台風情報を読み解く知識を述べます。

表 4.13 台風に関する知識

項目	説明	
台風の大きさ	台風の大きさは「風速 15m/s(メートル/毎秒)以上の半径」、強さは「最	
	大風速」で表されています。	
風と被害	風速 10~15m/s: 風に向かって歩きにくくなる。樹木全体や電線が揺れ始める。	
	風速 15~20m/s: 風に向かって歩けない。転倒する人もでる。看板やトタン板	
	が飛び始める。	
	風速 20~25m/s: 支えるものがないと立っていられない。ビニールハウスが壊	
	れ始める。	
	風速 25~30m/s: 屋外での行動は極めて危険。取り付け不十分な屋外外装がは	
	がれ、飛び始める。	
	風速 30m/s~ 樹木や電柱が倒れる。住家で倒壊するものがある。	
台風の大きさ	大型 (大きい): 風速 15m 以上の半径が 500km 以上 800km 未満	
と階級分け	超大型(非常に大きい): 風速 15m 以上の半径が 800km 以上	
台風の強さと	強い: 最大風速が 33m/s 以上 44m/s 未満 # 世界 は 44m/s 以上 54m/s 主港	
階級	非常に強い: 最大風速が 44m/s 以上 54m/s 未満 猛烈な: 最大風速が 54m/s 以上	
 最新情報は	気象庁が発信する「キキクル(危険度分布)」を参考にしてください。	
台風が接近し		
たら	ておきます。両面からラップを張るのも良いです。	
	家の中:外からの飛来物に備え、カーテンやブラインドは閉めておき	
	ます。断水・停電に備えて、懐中電灯、携帯ラジオ、飲料水、 食料品のストックを。また浴槽に水をはるなどして生活用水	
	の確保をすると同時に、避難に備え、非常用品をまとめまし	
	よう。	
	避難:警戒レベル3高齢者等避難や経過レベル4避難指示が出た場	
	合、周囲に声を掛けて、安全確実に避難してください。 避難に関する基本的な考え方:避難は自ら判断を!!	
	一世無に関する至本的な考え力・世難は日り刊別で::	
	洪水になって避難することになったら!	
	足元は素足では危険です。長靴は水が入ると歩きにくいので、ヒモでしっ	
	かり結べる運動靴を履きます。歩ける深さは膝ぐらいまでが目安。水面下	
	に何があるか分からないので長い棒を杖がわるにして、安全を確保して	
	歩きます。膝下までの水深であっても、流速が速い場合は歩行困難となり ます。また、マンホールや用水路等の位置がわからず転落の恐れがあり、	
	ます。また、マンホールや用水崎寺の位直がわからす転落の流れがあり、 危険ですので、無理をせず 2 階など高所へ非難し、救助を待ちます。	
	A STATE OF THE CONTINUE OF TAXABLE IN TAXABL	

出典: 気象庁

5. 考慮すべき社会事象

5.1 対象

この実施計画では社会事象の対象として、当マンションが直面しているウィルス感染予防対策と罹患対応と高齢者対策の2項目を取り上げました。前者においては、現時点(2022年8月)で考慮すべきウィルスと感染予防に関して中央政府と地方自治体が発信している公報の主要点を記載並びに罹患してしまった場合の対策を纏めました。一方、後者に関しては、当マンションの高齢化状況と高齢化に伴う諸問題と自然事象が発生した時の避難対策を、実

例を参考に記載しました。

5.2 ウィルス感染予防及び罹患対応

5.2.1 現時点で考慮すべきウィルス

2022年9月時点で、コロナウィルスの第7波が蔓延しています。このような状況下で、 危惧すべきウィルス感染症は下記のとおりです。

- コロナウィルス第8波以降
- インフルエンザ
- サル痘

このうち、コロナウィルスの第7波は、減少傾向にあるものの、第8波が危惧されてい る。また、冬場を迎えることからインフルエンザの流行にも警鐘がならされている。特に、 ここ2年、コロナウィルス予防のため、マスク使用や手洗いとうがいの励行効果からインフ ルエンザが流行していない。このため、インフルエンザウィルスの免疫が無いことも、流行 危惧の要因である。

5.2.2 コロナウィルス感染予防に関する公報

(1) 厚生労働省

感染拡大防止への ご協力をお願いいたします

感染対策へのご協力、ありがとうございます。 オミクロン株は感染拡大の速度が非常に速いのが特徴ですが、変異株に対しても基本的な感染対策が有効です。ワクチン未接種の方は検討をお願いします。 外出する際は、今一度、ご自身の体調を確認いただき、発熱や倦怠感があった 場合は、軽度であっても外出や移動を控え、自治体等の方針に従って受診や検 査をお願いします。また、帰省等で高齢の方等と会う場合は、事前に陰性の検査 結果を確認するなど、より一層感染防止対策を心がけ体調を整えるようにしま

である。 高齢者や基礎疾患のある方が感染すれば重症化リスクも高まります。<mark>感染リスクの高い行動は控え、「マスクの着用」や「手洗い」、「3密(密接・密集・密閉)回 度」、「換気」など基本的な感染対策を徹底しましょう。 1人ひとりの行動が、大切な人と私たちの日常を守ることにつながります。</mark>

学厚生労働省





状況	対応策	
食事をする時	大人数、長時間だと感染リスクが高まります。できるだけ少人数で黙食を	
	基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底しましょう。また、屋内	
	ではこまめに換気をするなどなるべく密にならないよう工夫し、改めて感	
	染予防を心がけましょう。	
体調不良時	体がだるい、熱がある、のどに違和感があるなど、いつもと体調が異なる	
	時は、外出や人と会うことを控えましょう。まずは、身近な医療機関に電	
	話で相談し、もし相談先に迷う場合は、受診・相談センターに問い合わせ	
	し、医師の指示に従い、検査を受けましょう。	
外出・移動につい	帰省や旅行等、普段会わない人と会うことで感染を広げてしまう可能性が	
て	あります。帰省や旅行前からより一層注意するなどいつも以上の感染防止	
	に心がけ、体調を整えることが大切です。体調がすぐれない場合は、帰省	
	を控え、かかりつけ医など身近な医療機関にまずは電話相談をお願いしま	
	す。また、基本的な感染対策を徹底するとともに、移動先での感染リスク	
	の高い行動を控えるようにしましょう。	
検査について 	医師が診断上必要と認める場合に検査を実施し、患者を把握しています。 患者が確認された場合には、積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者を把握	
	します。濃厚接触者に対しては、健康観察や外出自粛等により感染拡大防	
	止を図っています。軽度の発熱、倦怠感など少しでも体調が悪ければ外出	
	を控えるとともに、積極的に受診し、検査を受けるようにしましょう。	
ワクチンについ	ワクチンには新型コロナウィルス感染症の重症化や発症等を予防する効	
て	果がありますが、その効果は経時的に低下していきます。未接種の方は検	
	討をお願いします。	
お子さまや家族	家庭内感染にも注意しましょう。	
が感染した時に	お子さんの観察ポイントは、ご機嫌、食欲、顔色、呼吸のようすなどを観	
注意したいこと	察してください。ご機嫌がよく、食欲があり、顔色が普通であれば基本的	
	に心配いりませんが、意識がはっきりしない、機嫌が悪い、食欲が低下し	
	ている、水分がとれない、顔色が悪い、息苦しそう、嘔吐を繰り返すなど	
	の場合は担当保健所、またはかかりつけ医に早めにご相談ください。	
	お子さまが新型コロナウイルスに 感染した際の対応について 家族が新型コロナウイルスに	
	1. 窓を開けて換気 産際に及れました。 産際に及れました。 全部がころぞの中間は関する場合いでした。	
	2. 可能な範囲で部屋を分ける	
	MRY OFFICE OF THE CONTROL OF THE CON	
	3. 可能な範囲でマスクを着用 ②東本人は他の原因を発見は できるがアマスクを着用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	・ 「京が正年で発化し、 「おかった」といい。 「「おかった」といい。 「「おおかられる」	
	□計学化の機能化から ・ご動力に関係できない。 ・ご動力に関係できない。 ・ご動力に対象できない。 ・ご動力を持ちたというできない。 ・である。また、自動し、アーブルのキャン・ドレージをアコンのドエン・ドレー(情報など)。 ・おいた、アスタスとは無数ない。 ・「おいた、アスタスとは無数ない。」 ・「おいた、アスタスとは無数ない。」 ・「おいた、アスタスとは無ない。」 ・「おいた、アスタスとは無ない。」 ・「おいた、アスタスとは無ない。」 ・「おいた、アスタスとは無ない。」 ・「おいた、アスタスとは無ない。」 ・「おいた、アスタスとは無ない。」 ・「おいた、アスタスとは無ない。」 ・「おいた、アスタスとは無ない。」 ・「おいた、アスタスとは無ない。」 ・「おいた、アスタスとは無ない。」 ・「おいた、アスタスとは無ない。」 ・「おいた、アスタスとは無ない。」 ・「おいた、アスタスとは無ない。」 ・「おいた、アスタスとは無ない。」 ・「おいた、アスタスとは無ない。」 ・「おいた、アスタスとは無ない。」 ・「おいた、アスタスとは無ない。」 ・「おいた、アスタスとは、アスタスと	
	「おいたままっこのと」	
	機能が高い、意がは「 しいも、あがされない。 最後が高いを思いた。 6. ゴミは密閉して捨てましたう まなない。 を表したないた。 1. 「「「「「「「「」」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「」」 「」」 「」 「	
	からりつけまにあた。 最初が近年が少年時に、そのに重のによる者で で職を付款。	
	が記されています。 が記されています。 がはままり、体験を見続き、表情では、います。 のでは、。 のでは、	
	全の語を目指す、こまかな手名は、至しいマスクの書用を書覧しました。 ・	
(0) 考萊坦		

(2) 千葉県

上述の厚生労働省の感染予防対策に加え、千葉県では以下のような対応を取っていま

す。以下が千葉県のコロナ感染予防対策に関する考え方です。

県における基本的な考え方

- 国の基本的対処方針に沿った措置等を行う。
- 感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を目指す。
- 感染の拡大が認められる場合に、速やかに効果的な感染対策等を講じるとともに、医療が ひっ迫するような感染拡大が生じた場合には、強い行動制限を機動的に県民・事業者に求 める。
- 期間は、令和4年9月15日から当面の間とする。

(3) 市川市

当マンションが位置する市川市でも、下記のような感染予防対策を講じています。 新型コロナウィルスの感染は、次の飛沫(ひまつ)感染と接触感染の 2 つが考え られます。

【飛沫感染】

感染者の飛沫(くしゃみ、咳(せき)、つば など)と一緒にウィルスが放出され、他者がそのウィルスを口や鼻から吸い込んで感染します。**感染を注意すべき場面:屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いるとき**

【接触感染】

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウィルスが付きます。他者がその物を触るとウィルスが手に付着し、その手で口や鼻を触って粘膜から感染します。主な感染場所:電車やバスのつり革、ドアノブ、スイッチなど

これらの感染を防ぐため、日常生活において以下のような対応が必要です。

【買い物などでの密を避ける】

- ■レジで並ぶときや買いまわるときには、人との距離を開ける心がけを。
- ■事前に買うものをメモすることで、買い物時間の短縮や節約にも。
- ■最少人数で入店する。



出典:市川市及び農林水産省、経済産業省

5.2.3 その他のウィルス感染予防及び感染時対策

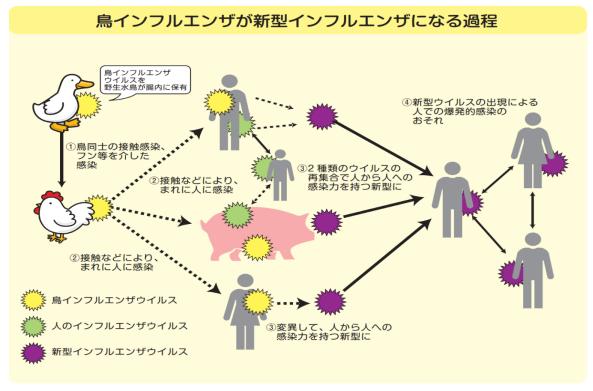
(1)インフルエンザ

ここ2年間、コロナウィルス感染対策に注力し、マスク着用や手洗い・うがいの励行などにより、インフルエンザが流行しておりません。このため、インフルエンザウィルスに対する免疫力が低下し、大流行することが危惧されています。このような事象は、オーストラリアで生じたという報告があります。インフルエンザの感染拡大を防ぐため、厚生労働省からの情報をここに記載致します。

【新型インフルエンザとは】

これまで人の間で流行を起こしたことのないインフルエンザウィルスが、トリやブタの世界から人の世界に入り、新たに人から人に感染するようになったもの、またはかつて世界的規模で流行したインフルエンザで、その後流行することなく長期間が経過し、現在の国民が免疫を獲得していないインフルエンザです。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザと異なり、ほとんどの人がそのウィルスに対する免疫をもっていないため、ウィルスが人から人へ効率よく感染し、世界的大流行 (パンデミック)となるおそれがあります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法は、新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症(未知の感染症)に対する対策の強化を図り、国民の生命・健康を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として作られました。



出典:厚生労働省公報

新型インフルエンザは、患者が咳やくしゃみをした時のしぶきに含まれる病原体(ウィルス)を 周囲の人が吸い込むなどにより、体内に取り込むことで感染が広がっていきます。

感染の広がりを予防する一つの方法として、この感染が広がっていく経路を遮断することが 必要です。そのために、手洗い、咳エチケットを行いましょう!

(2)サル痘

サル痘は、1970年にザイール(現在のコンゴ民主共和国)でヒトでの初めの感染が確認された、オルソポックスウイルス属のサル痘ウィルスによる感染症で、中央アフリカから西アフリカにかけて流行しています。国内では感染症法上の4類感染症に指定されています。厚生労働省では、令和4年5月20日にサーベイランス強化のため、自治体や医療機関に対して、各国の状況や、サル痘の症状、感染経路等に関する情報提供を行いつつ、サル痘の疑い例があった場合には必要な報告を行うよう依頼するとともに、検疫所においては、出入国者に対する情報提供や注意喚起を行っています。サル痘についての情報を下表に纏めます。

表 5.1 サル痘の情報

項目	説明
サル痘とは	ポックスウイルス科オルソポックスウイルス属のサル痘ウィルス。コンゴ盆地
<i>y</i> , , <u></u> , <u></u> 100	型 (クレード I) と西アフリカ型 (クレード II a 及び II b) の 2 系統に分類され
	る。コンゴ盆地型(クレード I)による感染例の死亡率は 10%程度であるのに
	対し、西アフリカ型(クレード II a 及び II b)による感染例の死亡例は 1%程度
	と報告されている。
感染経路	アフリカに生息するリスなどの齧歯類をはじめ、サルやウサギなどウィルスを
	保有する動物との接触によりヒトに感染する。また、感染した人や動物の皮膚
	の病変・体液・血液との接触、患者との接近した対面での飛沫への長時間の曝
	露、患者が使用した寝具等との接触等により感染する。皮疹の痂皮をエアロゾ
	ル化することで空気感染させた動物実験の報告があるものの、実際に空気感染
III III 3%	を起こした事例は確認されていない。
世界での発	2022年の欧米を中心とした流行では、6万8千人以上の感染例が報告されてお
生状況	り、常在国(アフリカ大陸)から 14 例、非常在国から 11 例の死亡例が報告さ
	れている(10月3日時点)。WHOによると、現在報告されている患者の大部
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	分は男性であるが、小児や女性の感染も報告されている。
潜伏期	通常 7~14 日(最大 5~21 日)
治療と診断	<u>臨床症状:</u> ・発熱、頭痛、リンパ節腫脹などの症状が 0 - 5 日程度持続し、発熱 1 - 3 日後に
	・
	・リンパ節腫脹は顎下、頸部、鼠径部に見られる。
	・皮疹は顔面や四肢に多く出現し、徐々に隆起して水疱、膿疱、痂皮となる。
	・多くの場合2-4週間持続し自然軽快するものの、小児例や、あるいは曝露の
	程度、患者の健康状態、合併症などにより重症化することがある。
	・皮膚の二次感染、気管支肺炎、敗血症、脳炎、角膜炎などの合併症を起こす
	ことがある。
	・サル痘では手掌や足底にも各皮疹が出現することなどが、水痘との鑑別に有
	用とされる。
	診断:
	・水疱や膿疱の内容液や蓋、あるいは組織を用いた PCR 検査による遺伝子の
	検出
	・その他、ウィルス分離・同定や、ウィルス粒子の証明、蛍光抗体法などの方
	法が知られている。

項目	説明	
	治療:	
	・対症療法	
	・国内で利用可能な薬事承認された治療薬はない。	
	・欧州においては、特異的治療薬としてテコビリマットが承認されており、我	
	が国においても同薬を用いた特定臨床研究が実施されている。	
予防法	・天然痘ワクチンによって約85%発症予防効果があるとされている。	
	・流行地では感受性のある動物や感染者との接触を避けることが大切である。	

出典:厚生労働省公報

(3)その他の感染症

その他の感染症に関し、感染症法では、病原体の危険度に応じて感染症を 1~5 類に分け、取り得る措置を設けている。新型コロナウィルスは、5 つの類型に入らない「新型インフルエンザ等感染症として激しい措置がとれるようになっている。下表に感染症法上の分類と措置を示します。

新型インフルエ 1類 2類 3類 4類 5類 ンザ等感染症 季節性イン 新型インフルエ 主な感染症 エボラ出血 結核、 デング コレラ、腸 フルエン ンザ、新型コロ 熱、ペスト、 SARS, 熱、マラ チフス ザ、麻疹、風 天然痘 **MERS** リア ナウィルス 外出自粛の要請 × 0 入院勧告 0 0 X × × 就業制限 \bigcirc \bigcirc \bigcirc X 0 × 無症状者への適用 0 × X × 0 × 健康状態の報告 × × × × × 0 感染症の全数把握 0 0 0 一部 0 医療費 全額公費 一部自己負担 全額公費 重点医療機関、 入院先 感染症指定医療機関 一般医療機関 協力医療機関

表 5.2 感染症法上の分類と措置

出典:朝日新聞記事(2022年8月19日付け)

5.3 高齢者対策

当マンションも高齢化の問題を抱えています。防災・減災活動を計画する時には、この 問題を考慮する必要があります。

5.3.1 当マンション居住者の高齢化状況

2020年に実施した居住者調査では、50歳以上の居住者が過半数以上でした。さらに70歳以上は、居住者の1/4を占めています。この高齢化の傾向は、今後も続くと考えられます。

5.3.2 居住者の高齢化に伴う諸問題

上述のように、当マンションも居住者の方々の高齢化進んでいます。2022 年 4 月 25 日付けの朝日新聞によれば、居住者の高齢化が進んでいるマンションで下表のような状況が生じていると報告されています。

高齢化に伴う諸問題

- ■同じ話を何度も繰り返す
- ■マンション周辺で道に迷う
- ■指定日以外のゴミ出し、ゴミの散乱
- 被害妄想
- ■鍵や物をなくす
- ■幻聴・幻覚

- 挙動不審
- ■オートロックが解錠できない
- ひきこもり
- ■共用部分でのはいせつ
- ■迷惑行為
- ■急に怒り出す

出典:朝日新聞記事(2022年4月25日付け)

現在のところ、当マンションでは上述のような諸問題は起きていません。しかしながら、 老いは誰にも来るものです。管理組合理事会および自治会役員会を中心に互助の精神で対応 して行きたいと考えています。

5.3.3 高齢者の避難対策

高齢者の避難対策を円滑に行うには、居住者調査が必要です。第 40 期管理組合理事会・自治会役員会は、過去に行って来た居住者調査を高齢者の避難対策も考慮して修整しました。その中で、緊急時の場合の支援の必要性の有無も伺っており、「必要性あり」の回答を複数得ております。災害や緊急状態はいつ何時起きるか誰にもわかりません。従い、この支援対応を効果的に実現するため、この居住者調査を毎年実施することが肝要で、管理組合理事会・自治会役員会の重要な責務と考えます。この支援対応の一環として、第 42 期管理組合理事会・自治会役員会は、支援委員会及び管理会社と話合い、「安否確認マグネット」を購入し、各戸に配布致しました。この「安否確認マグネット」は、実際に災害を被った教訓から得た有効対策です。また、配布時に説明しましたように、災害時のみならず、緊急時の際の使用も可能と考えます。

6.防災減災/活動組織

6.1 自主防災組織とは

災害時には、住民が相互に力を出し合い、助け合う(共助) ことが大事です。このため、 これらの活動を組織的に行うことが求められます。

自主防災組織とは?

住民自らが命を守り助け合うために、日頃から救助・救出、避難方法、災害時のルールづくりなどの検討する組織です。

出典:市川市危機管理課(雪:047-812-8563)・地域防災課(雪:047-704-0065)

6.2 自主防災・減災組織の必要性

大地震のような規模の大きな災害の時は、交通網の寸断、通信手段の混乱、同時多発火災などで、すぐには消防や警察などの救援が得られない可能性があります。そんなときに頼りになるのは、住民自身が自発的につくる、地域のための防災・減災の組織 「自主防災・減災組織」です。阪神・淡路大震災でも、最も多くの人々を救ったのは、消防でも警察でもなく地域の住民でした。被害を最小限に押さえるためには

「自分たちのマンションは自分たちで守る」という心構えが必要不可欠なのです。

6.3 活動体制

市川市防災計画に例として記載されている自主防災組織の体制は、①情報班、②消化班、 ③救出救護班、④避難誘導班、⑤調達班の5班から構成されています。65世帯しかない、当 マンションでは、2班~3班で纏めても良いと考えます。例えば、①情報班と調達班、②消化 班と救出救護班、③避難誘導班のようにです。

6.4 活動内容

上述の5班の活動内容は、「平常時」と「災害時」に分かれます。下表にこれらの活動を具体的に示します。

表 6.1 活動班による平常時と災害時の活動

表 6.1 活動班による平常時と災害時の活動 			
	活動班	平常時	災害時
情 報 班		パンフレットやチラシの配布映画会、説明会等の開催情報連絡の方法の研究と情報 伝達訓練の実施防災知識の普及啓発	災害情報を居住者に知らせる避難所における伝達官公署との連絡デマの防止
消火班		各家庭の火災予防の普及初期消火の協力体制づくりと 消火訓練の実施該当消火器などの保管管理	■ 各家庭の火の始末徹底させる■ 初期的火災の消火活動
救出救護班		応急手当の方法と救出救護訓練の実施応急資器材などの保守管理	負傷者の応急援護医療機関への連絡避難所の開設・運営協力
避難誘導班		避難路の確認調査マンション内及び町内の警備 防犯対策避難訓練地域内の危険個所の確認	避難誘導危険個所の警戒マンション内及び町内の 警護避難所の開設・運営協力
調達班	+111+11+(((3), 77)	防火物資の斡旋救助物資配分体制づくり訓練等の機材物資調達	軟助物資の配分炊き出し

出典:市川市防災計画

6.5 運営規約

自主防災・減災組織による防災活動を円滑に行うため、「自主防災組織規約」の策定が求められています。自主防災・減災組織を結成したのちに、市川市に申請し、承認された場合、市川市から補助金を受け取ることが出来ます。運営規約は、この自主防災・減災組織の一部となっていることから、作成することが必要です。規定すべき事項として、①名称、②活動の拠点、③目的、④会員、⑤役員、⑥役員の責務、⑦会議、⑧総会、⑨幹事会、⑩防災・減災計画、⑪経費、⑫会計年度、⑬会計検査などがあります。

7. 参考となる防災・減災活動の事例

7.1 規約で留意すべき事項

防災・減災活動を効率良く実施するためには、管理組合規約に明示されていることが必要です。災害時や緊急時には、個人情報も把握して置くことが必要となるからです。現時点で、以下の項目につき、管理組合規約に記載されることを提案致します。

(1) 居住者調査の実施

防災・減災活動の基礎情報は、居住者の実態把握です。上記 **5.3.3 高齢者の避難対策**で述べたように、居住者調査を実施した際に、災害時あるいは緊急時に「支援して欲しい」の回答が複数ありました。このような回答は、災害時あるいは緊急時の活動に非常に役に立つものです。居住者の方々の状況は年ごとに変わるため、この居住者調査の実施は必要で、これを規約で明確にすべきと考えます。

(2) 防災・減災活動に関する自主防災減災組織の設立

居住者の方々が安心して過ごせることを目的とした防災・減災活動を実施するためには、 組織が必要です。この組織の設立の必要性を、管理組合規約もしくは自治会規約で明記する ことが必要と思料します。

7.2 既存の防災・減災活動資料の紹介

表 7.1 既存の防災・減災活動対応資料の紹介

防災・減災活動対応本	要旨
熊本県マンション管理組合	被災経験に基づき、地震の発生から復旧までマンション管理組合がやるべ
連合会作成のマンション地	きことを時系列的に記したカードを納めたキットである。マニュアルと異
震対応箱	なり、誰でも実践しやすいカード式になっているのが特徴である。管理組合
	理事会で購入済みです。
福岡県福岡市宇美町役場作	町民一人ひとりが日頃から地震、風水害、土砂災害などの自然災害や火災に
成の我が家の防災ハンドブ	備え、いざという時に迅速で的確な行動をとることができるよう作製され
ック	ている。このハンドブックは、災害への日頃からの備えや、地震・風水害・
	火災対策に関する情報、町の指定避難場所などをまとめた冊子となってお
	り、非常に判り易い。
NHK 携帯防災マニュアル	このマニュアルは、携帯式で持ち運びを念頭に作成されている。構成は、
	AED の使い方、止血の方法、骨折の応急処置、119 番通報、消火器の使い
	方、毛布担架の作り方、ジャッキの使い方など、被災時にパニックになった
	時非常にゆうこうである。図を使い説明しているので分かり易い。

防災・減災活動対応本	要旨
消防庁防災マニュアル	地震が発生した時、被害を最小限に抑えるには、一人一人が慌てずに適切な
	行動をとることが必要です。この行動を考え、本マニュアルでは、地震にあ
	った場合屋内いた時、屋外や乗り物に乗っていた時、揺れが収まった時など
	簡単に記載している。また、地震が起きる前にすることや防災に役にたつツ
	ールなどを紹介している。

8. 今後の予定

今後、この実施計画(案)を管理組合理事会と協働で最終化し、2023 年 11 月に開催予定の総会での承認後、実施に入ることを提案致します。また、4.2.6 消防訓練実施の必要性で述べた消防訓練は、この承認を待たず実施することが肝要です。さらに、防災・減災活動の円滑な実施を目指し、この実施計画書を参考に、防災・減災活動手引きを作成することも併せて提案致します。

9. おわりに

本実施計画(案)は、支援委員会が中心になって作成致しました。本実施計画の最終化 および総会での承認取り付けは、別紙企画書で述べたように段階的に実施することを提案致 します。このため、必要に応じて防災・減災活動委員会の設立を考慮することも併せて提案 致します。